

瀬戸市土地区画整理事業助成条例をここに公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 9 号

瀬戸市土地区画整理事業助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行しようとする者（以下「施行予定者」という。）及び土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内において助成することにより、事業の促進と健全な市街地形成を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成の種類)

第 2 条 この条例による助成の種類は、次のとおりとする。

- (1) 技術的援助
- (2) 事業への補助金

(適用の範囲)

第 3 条 前条の規定による助成の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 2 条第 1 項第 1 号に規定する土地区画整理事業として、本市の都市計画の決定がされていること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域が含まれていること。
- (3) 法第 9 6 条第 1 項に規定により定めた保留地の地積が、保留地とし

て取り得る面積の80パーセント以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれにも該当することが見込まれると市長が認める事業については、前条第1号の規定による助成の対象とする。

(技術的援助)

第4条 第2条第1号の規定による技術的援助は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第14条に規定する認可までの調査、測量、設計その他の事務
- (2) 事業施行に伴う事務及び技術指導

(技術的援助の申請)

第5条 第2条第1号の規定による技術的援助を受けようとする施行予定者又は組合(以下「施行者等」という。)は、申請書を市長に提出しなければならない。

(技術的援助の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、技術的援助の可否を決定し、その旨を施行者等に通知するものとする。

(補助限度額)

第7条 第2条第2号の規定による補助金の限度額(以下「補助限度額」という。)は、別表により算定して得た額の合計額とする。ただし、補助限度額の算定に当たっては、法第120条に規定する公共施設管理者負担金の対象となったものは除くものとする。

2 補助金の交付を受けようとする組合は、次条の規定による補助金の交付を申請する前に、法第16条の規定により法第6条を準用する法第14条第1項又は第3項に規定する事業計画(以下単に「事業計画」という。)を市長に提出し、補助限度額について承認を受けなければならない。

い。

3 前項の規定により補助限度額の承認を受けた組合が、法第39条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けた場合は、変更後の事業計画を市長に提出し、当該変更後の補助限度額について承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第2項又は第3項の規定による補助限度額の承認を受けた組合が、補助金の交付を受けようとする場合は、補助限度額の範囲内において、事業年度ごとに当該年度の事業実施計画書を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を組合に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(調査等)

第10条 市長は、第6条の規定による技術的援助の決定又は第9条の規定による補助金の交付決定（以下「助成の決定」という。）を受けた施行者等に対し、必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(助成の取消等)

第11条 市長は、助成の決定を受けた施行者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 正当な理由がなく、事業の施行を著しく遅延させたとき。

- (4) 法令の規定により組合の設立の認可を取り消されたとき。
- (5) その他不正等、市長が適当でないと認める行為があったとき。

(剰余金の返還)

第12条 組合は、事業完了年度において剰余金がある場合、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する額を、市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業完了年度において組合に剰余金が明らかに発生すると認める場合は、事業完了前であっても当該組合に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

3 前2項に規定する剰余金の額は、市から交付を受けた補助金の額に国及び県から交付を受けた補助金、保留地処分金、寄附金その他の収入を加えた額から総事業費を差し引いた額とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行し、同日後に法第14条の規定による設立の認可の申請を行うもの又は法第75条の規定による技術的援助の請求があったものから適用する。

別表（第7条関係）

区分	補助の範囲
公共用地（公共施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）の取得に要する費用	事業により増加した公共用地の地積に、組合認可時の事業計画で定めた整理前の1平方メートル当たりの価格を乗じて得た額の2分の1
公共施設の整備に要する費用	当該費用の全額
建物等移転補償に要する費用	当該費用の2分の1
調査設計に要する費用	当該費用の2分の1
借入金利子に要する費用	当該費用の2分の1
居住用宅地への減歩緩和措置に要する費用	換地設計基準等に定めた減歩緩和措置により緩和された地積の合計に、組合認可時の事業計画で定めた整理後の1平方メートル当たりの予定価格を乗じた額